

第 35 回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）出場校等旅行手配委託業務  
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
5	企画提案書表紙	A 4 縦、1 枚まで(実施要領 様式-5)	左綴じで 8 部
自由 様式	企画提案	A 4 縦横自由、10 枚まで	
自由 様式	業務実施体制（危機管理 体制）	A 4 縦、2 枚まで	
自由 様式	海外対応	A 4 縦、2 枚まで	
自由 様式	業務実績（類似業務）	A 4 縦、1 枚まで	
自由 様式	経費見積書	A 4 縦横自由、5 枚まで	

※用紙は、片面を 1 枚とします。

※A 3 の場合は、A 4 × 2 として換算します。

※別冊の資料をつけることは不可とします。上記の制限枚数内で収めてください。

2 作成要領

提出書類の作成にあたっては、以下の事項に留意して作成してください。

(1) 規格

- ・文字：10.5 ポイント以上
- ・用紙サイズ：A 4（タテ、ヨコどちらも可）  
※A 3 も可とします。その場合は、A 4 × 2 枚として換算します。
- ・印刷：片面  
※片面を 1 枚と算定します。
- ・様式：(1) は別紙「様式-5」。1 (2)、(3)、(4) は任意様式。
- ・(1) ~ (3) の書類を一綴りにし、8 部提出してください。
- ・(4) は別綴じとし、8 部提出してください。

(2) 企画提案

来高者がストレスを感じることなく、安全かつ円滑、快適に旅行ができるようにすることを目的とし、別添「第 35 回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）出場校等旅行手配委託業務仕様書」及び下記の内容を踏まえて記載してください。

① 基本的な考え方と想定される効果  
事業の目的を踏まえ、どのようなコンセプトで本業務に取り組もうとしているか記載すること。

② 実施内容

ア 参加者の本選大会前日の来高から本選大会翌日の離高までの行程を作成すること（様式自由）。

イ 作成にあたっては「第35回全国高等学校漫画選手権大会出場校等旅行手配委託業務仕様書 別紙2」に記載する本選出場校33校の最寄り駅から高知龍馬空港及び高知駅までの交通手段や時刻を併せて記載すること。

(3) 業務実施体制（危機管理体制）

① 参加者の旅行手配を円滑に行うための工夫等を記載すること。

② 委託者が作成した別添「危機管理マニュアル」に沿って提案すること。荒天（雷、豪雨、暴風など）時の危機管理体制、経費などの対応について記載すること。

③ 荒天（雷、豪雨、暴風など）時の欠航や遅延（海外校を含む。）、その他非常時に関わる対応体制について記載すること。

④ 提案する業務の運営実施体制（海外を含む。）を土・日・祝日や平日夜間の緊急連絡体制、人員数などを含めて記述すること。

下請会社や協力団体等が存在する場合、その関係、役割分担、責任範囲、指揮系統を記述すること。

(4) 海外対応

① 海外の参加者に対する旅行手配や参加費の徴収が円滑に行うための工夫等を記載すること。

(5) 業務実績

会社の概要と、過去5年間の間に履行した本件と類似業務の実績を記載すること。

(6) 経費見積書

提案内容に基づき業務委託を受託した場合の参考見積額を記載すること。

※本業務の準備、実施に関する経費は全て委託契約費の中に含めることとし、経費見積額は21,888千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）までとする。

※保険料等前払いが必要な経費はそれと分かるよう記載すること。

※宿泊費のうち、食事代相当額をそれと分かるよう記載すること。

3 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

4 提出期限

令和8年4月10日（金）14時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができない。

5 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階  
高知県文化生活部文化振興課まんが王国土佐室内  
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：本光、森  
TEL：088-823-9711 FAX：088-823-9296  
E-mail：140201@ken.pref.kochi.lg.jp

## 6 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受理したときは、提出者に対して受理したことを電話またはメールにてお知らせします（直接受け取りの場合はその限りではない）。

## 7 企画提案についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 本プロポーザルへの参加意思を表明した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の協議会との契約等について不利益な取扱いをするものではございません。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
  - ③ 審査委員、協議会職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ④ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
  - ⑤ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
  - ⑥ 企画提案書に記載された見積額が本要領に規定した見積限度額を上回った場合
  - ⑦ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合
- (5) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (6) 本業務委託の契約及び事業執行に当たっては、プロポーザルで提案された内容等を委託者と受託者が協議のうえ、変更する場合があります。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 提出された書類は、必要に応じ複写（協議会内及び審査委員会での使用に限る。）することがあります。
- (9) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象文書として原則開示します。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を提出してください。（別添「第35回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）出場校等旅行手配委託業務公募型プロポーザル実施要領 様式—6」）

ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類に基づき行うものではなく、この書類を参考として、同条例に準じて、協議会が客観的に判断します。